仕様書

１．概要

本仕様書は、神戸運輸監理部が所有する以下の複合機の保守及び消耗品等の供給に関する業務に適用する。

２．履行期間

令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

３．履行場所及び対象物件

（１）履行場所

神戸運輸監理部本局

兵庫県神戸市中央区波止場町1－1　神戸第2地方合同庁舎

神戸運輸監理部兵庫陸運部（魚崎庁舎）

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34－2

神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所

兵庫県姫路市飾磨区中島福路町3322

神戸運輸監理部姫路海事事務所

兵庫県姫路市飾磨区須加294－1　姫路港湾合同庁舎

（２）対象物件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 型式 | 台数 | 設置場所 |
| RICOH　IMC3500F  | 11台 | 本局（総務課、会計課、企画課、船員労政課、船舶安全環境課）5台兵庫陸運部（魚崎庁舎）3台姫路自動車検査登録事務所2台姫路海事事務所1台 |
| RICOH　IM3500F | 1台 | 本局（旅客課）1台 |
| RICOH　IM3500 | ３台 | 本局（船舶安全環境課、運航労務監理官）2台兵庫陸運部（魚崎庁舎）1台 |

４．業務内容

（１）保守業務は、対象物件の機器においてその導入時における性能を維持し、円滑に使用できるよう努めること。

（２）複合機が正常な状態で使用出来るように、定期的及び臨時的に、技術員を設置場所に派遣し、点検・調整を行うこと。

（３）故障・不具合の修理、調整の他、トナー等（ドラムを含む。以下同じ。）消耗品の供給についても保守業務範囲内とすること。但し、コピー用紙の補充は当該業務に含まない。

（４）消耗品は、不足し業務の支障の出ることのないよう、充分な供給体制を確保するとともに、定期点検時等に確認を行い、必要と認められる場合は監督職員の指示に従い予備の備え付け若しくは配送等により速やかに補充を行うこと。

また、随時に監督職員からの連絡により消耗品の要求があった場合は配送等速やかに補充を行うこと。

（５）消耗品の回収については、請負者の責任において、発注者の指定する場所から定期的又は発注者の要求時に迅速かつ適法に処理すること。

（６）複合機の使用方法・不具合に対する対応等、発注者からの問い合わせに対する体制が請負者においてなされていること。特に通常の故障による場合は土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの問い合わせについては、請負者に連絡がつく体制であること、また、発注者からの連絡により、修理等の必要があった場合、速やかに上記時間内に対応できるようにすること。故障原因が判明せず長期間使用不要となった場合は代替機を提供すること。

５．年間（モノクロ／カラー）使用予定数量

別紙のとおり

（予定数量は使用実績に基づき算出したものであるが、入札金額を算定するために示したものであり、契約期間内における使用数量の増減が生じても異議を申し立てないものとする。）

６．納入検査

本保守管理業務の納品完了後に発注者の検査職員の納入検査を行う。なお、納品検査には受注者が立ち会うものとする。

納品検査の結果、本保守管理業務の全部又は一部に不合格が生じた場合には、受注者は、検査職員の指定した日時までに再度保守管理業務を行うものとする。

７．契約不適合責任

納入された消耗品等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は相当の期間を定め、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求できるものとする。

８．連絡指示事項

本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、発注者の担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

９．使用枚数の報告

（１）毎月末に支払金額の算出根拠となるメーターの確認を行うこと。なお、確認方法については、発注者と協議の上、決定すること。

（２）請負者は、出力枚数及び確認を受けたことが証明できるように書面を残し、発注者にも同様の書面を控えとして提出すること。

10．料金の請求

（１）保守及び消耗品等料金については、機器毎に１出力（カウント）についての価格とする。

本契約の契約金額には、機器のトナー、感光体ドラム、交換部品等に要する費用及び技術員の派遣費用、技術料金を含むものとする。

（２）テストコピー（受注者の社員が複合機の保守にあたり、複合機の点検調整のために使用したコピー及びプリントをいう。）及び不良コピーの枚数は、１ヶ月のコピー枚数から控除すること。

（３）請負者は１ヶ月分の料金をとりまとめたうえで、保守料金を１枚の請求書で提出すること。

（４）請求書には請求書内訳として、各設置機器等の明細を添付すること。

（５）消費税及び地方消費税に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

11．その他

（１）本仕様書に記載のない事項であって、必要と認められる事項が発生した場合は、発注者の監督職員と協議し、その指示に従うこと。

（２）契約期間中に発注者から仕様内容の変更について申し出があった場合は、直ちに契約の変更をすること。